

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	令和 5 年度第 3 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会
2	会議の開催日時	令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで
3	会議の開催場所	本庁舎別館 2 階 第 6 委員会室
4	出席者名	鬼沢会長、磐田副会長、川本委員、永田委員、清川委員、内田委員、大前委員、村井委員、赤松委員
5	欠席者名	吉田委員、田口委員、小林委員、山崎委員、小池委員、野代委員
6	議題及び公開又は非公開の別	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例） ・廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事業 ・市職員向け衣類回収 ・プラスチック一部先行資源化回収について ・資源物 1 類の排出袋について ・事業系木くずのリサイクル推進について ・家庭系ごみの指定袋制度の導入について ・事業系びん・かんの市施設受入れ停止について ・今後の予定 (公開)
7	非公開の理由	—
8	傍聴者の数	0 名
9	審議した内容	・廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について
10	問合せ先	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 3 8
11	その他	

令和5年度第3回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 次第

日 時：令和5年11月14日（火）10:00～12:00

場 所：本庁舎別館2階 第6委員会室

次 第

1 開 会 10:00

- (1) あいさつ

2 議 事

報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）
- (2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事業
- (3) 市職員向け衣類回収

審議事項

- (1) プラスチック一部先行資源化回収について
- (2) 資源物1類の排出袋について
- (3) 事業系木くずのリサイクル推進について
- (4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について
- (5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

その他

- (1) 今後の予定

3 閉 会 12:00（予定）

配付資料一覧

- 次第（本紙）
- 名簿、席次表
- さいたま市廃棄物減量等推進審議会に関する規定
- 資料 廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について

第10期さいたま市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和5年11月

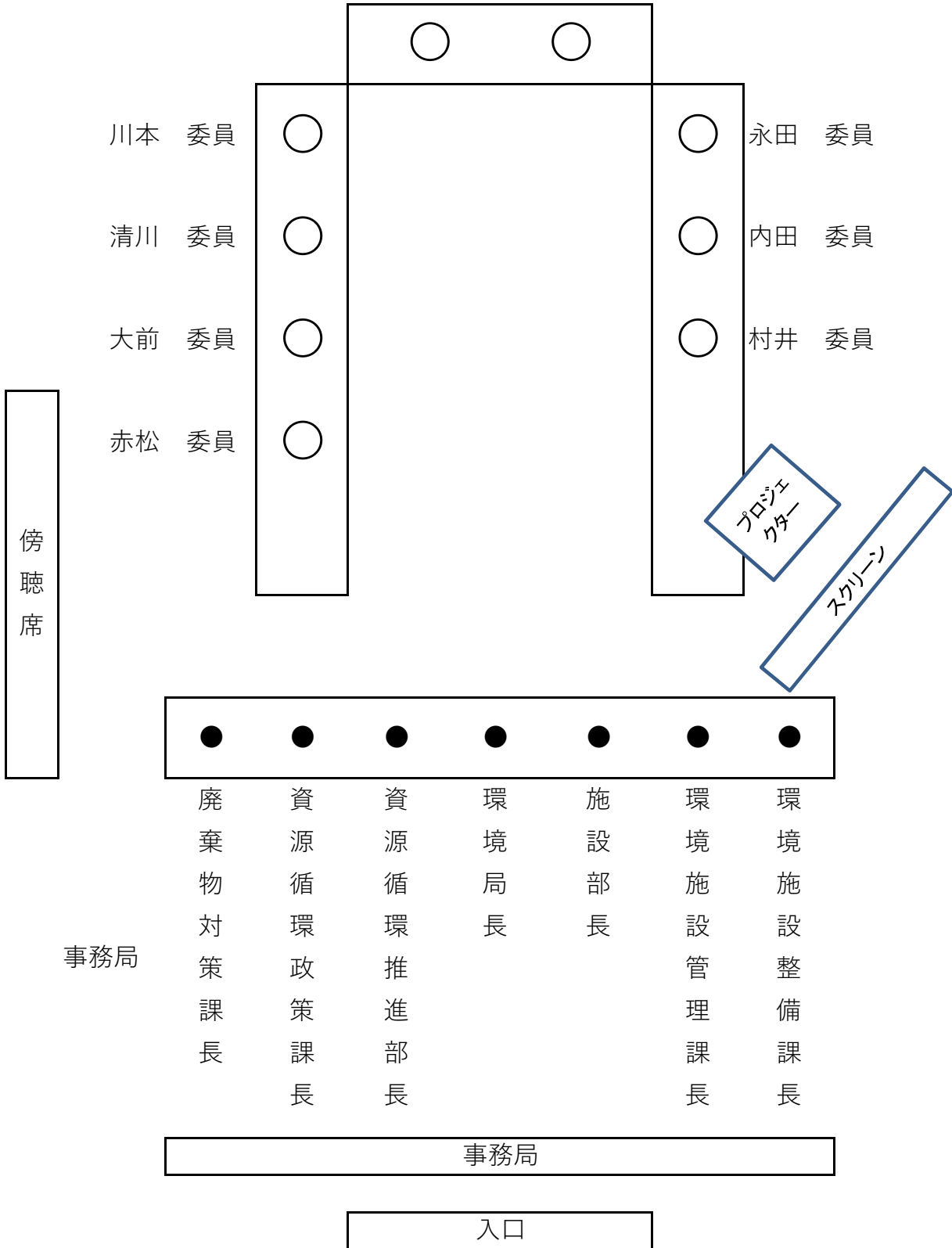
	区分	所属	氏名
1	学識経験者	(特定非営利活動法人) 持続可能な社会をつくる元気ネット	きざわ りょうこ 鬼沢 良子
2	学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科 教授 環境科学・社会基盤部門(地盤工学・地盤環境工学)	かわもと けん 川本 健
3	学識経験者	芝浦工業大学 副学長 システム理工学部 教授 環境システム学科 エネルギー・システム工学研究室	いわた ともこ 磐田 朋子
4	市民代表	公募選出	ながた のぶお 永田 信雄
5	市民代表	公募選出	きよかわ しづか 清川 静香
6	関係団体代表	さいたま市自治会連合会	よしだ まさのぶ 吉田 正信
7	関係団体代表	さいたま市PTA協議会	うちだ たかひろ 内田 宜宏
8	関係団体代表	さいたま市子ども会育成連絡協議会	たぐち ゆりこ 田口 ゆり子
9	関係団体代表	さいたま商工会議所	こばやし あつし 小林 敦
10	関係団体代表	(公益社団法人) 埼玉中央青年会議所	こいけ ゆうや 小池 佑弥
11	関係団体代表	さいたま市環境会議	のしろ こういち 野代 幸一
12	関係団体代表	(特定非営利活動法人) 埼玉エコ・リサイクル連絡会	おおまえ ますみ 大前 万寿美
13	関係団体代表	さいたま市環境美化会議	やまざき ようこ 山崎 蓉子
14	新	関係行政機関 環境省関東地方環境事務所資源循環課長	むらい しんたろう 村井 辰太郎
15		関係行政機関 埼玉県資源循環推進課 副課長	あかまつ しんいち 赤松 真一

任期 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和5年度第3回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 席次表

日時 | 令和5年11月14日(月) 午前10時～
場所 | 本庁舎別館2階 第6委員会室

鬼沢会長 磐田副会長



さいたま市廃棄物減量等推進審議会 根拠法令

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
(平成13年5月1日条例第195号)
- 3 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
(平成13年5月1日規則第142号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

第11章 審議会及び推進員

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

廃棄物減量施策と

家庭系ごみの直接搬入のあり方について



令和5年11月14日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

議 事

1 報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）…………… 3
- (2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事…………… 6
- (3) 市職員向け衣類回収…………… 8

2 審議事項

- (1) プラスチック一部先行資源化回収について…………… 1 0
- (2) 資源物 1 類の排出袋について…………… 1 6
- (3) 事業系木くずのリサイクル推進について…………… 1 9
- (4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について…………… 2 3
- (5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について…………… 3 0

〔環境施設管理課〕

3 その他

- (1) 今後の予定…………… 3 2 ²

1 報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）

(1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する 条例の一部改正

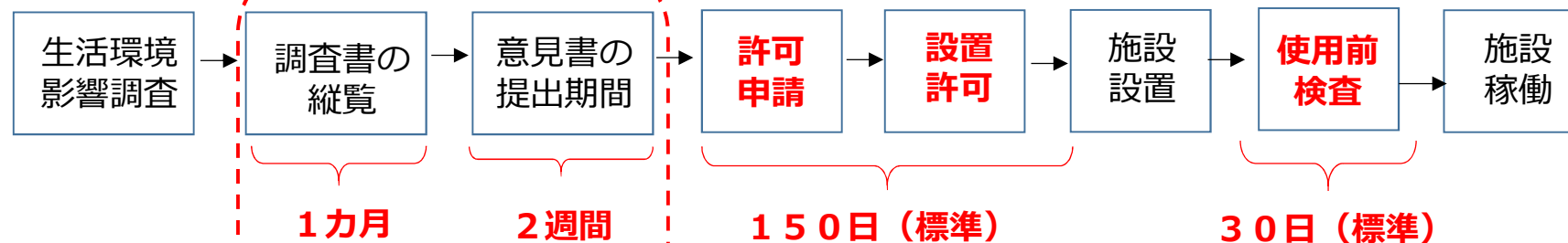
条例改正の概要

○非常災害時に廃棄物処理法の特例規定を活用できるように条例を改正して必要な規定を整備し、施設の設置までに要する期間の短縮や手続の簡略化を図るもの。

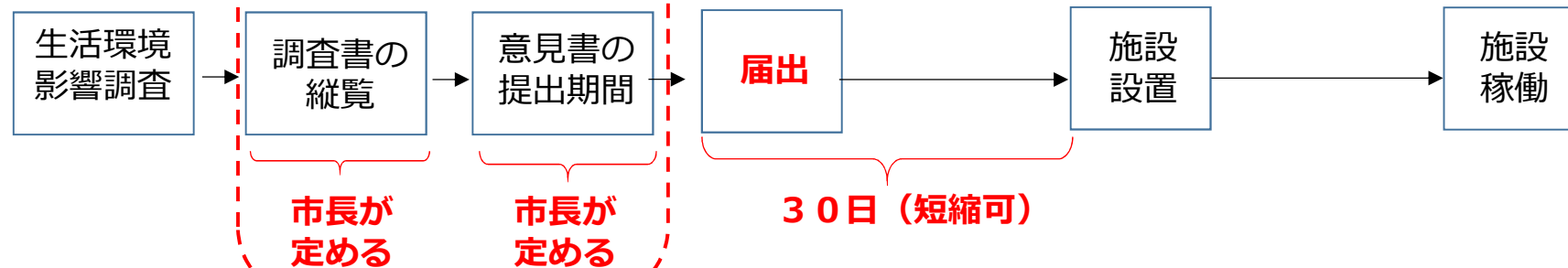
廃棄物処理施設の設置までのイメージ

※市から委託を受けた事業者が焼却施設を仮設で設置する場合の例

【平時の手続】



【災害特例規定適用時の手続】



(1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する 条例の一部改正

条例改正の内容

※



部分を条例改正により規定するもの

規定事項 / 規定方法	平時		非常災害時	
	(1) 事業者が設置等する場合	(2) 市が設置等する場合	(3) 市が設置等する場合	(4) 市から委託を受けた者が設置等する場合
	廃棄物処理法 (第8条第4項、第6項)	市条例 (第46条、第48条)	市条例 (未整備)	市条例 (未整備)
1 縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類	焼却施設、最終処分場	①第46条第1項 焼却施設、最終処分場	②第46条第2項 焼却施設、最終処分場	③第46条第3項 焼却施設
2 生活環境影響調査書の縦覧の場所、期間	場所：公告で指定 期間：1か月間	場所：公告で指定 期間：1か月間	④第47条第2項 場所：公告で指定 期間：1か月間の範囲 内で市長が定める期間	⑤第47条第3項 場所：公告で指定 期間：1か月間の範囲 内で市長が定める期間
3 意見書の提出先、期限	提出先：都道府県知事 (政令市長) 期限：縦覧期間満了日 から2週間を経過する日まで	提出先：公告で指定 期限：縦覧期間満了日 から2週間を経過する日まで	⑥第48条第3項 提出先：公告で指定 期限：非常災害の状況を 勘案して市長が定める期間	⑦第48条第4項 提出先：公告で指定 期限：非常災害の状況を 勘案して市長が定める期間

施行期日

公布の日

1 報告事項

(2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル 構築実証事業

(2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル 構築実証事業



さいたま市



株式会社 三堀アレスダンク

1 実証事業について

市民のみなさまがごみとして排出した自転車について、株式会社三堀アレスダンクを通じて安全に整備を行い、日本国内においてリユース販売することで、より環境負荷が少ない国内循環型のリユースモデルを構築し、評価するために本実証事業を実施します。これにより、ごみの減量化やごみ処理に係る経費削減の効果が期待されます。

なお、本実証事業で得る廃棄自転車の売却益については、さいたま市の歳入として計上されます。

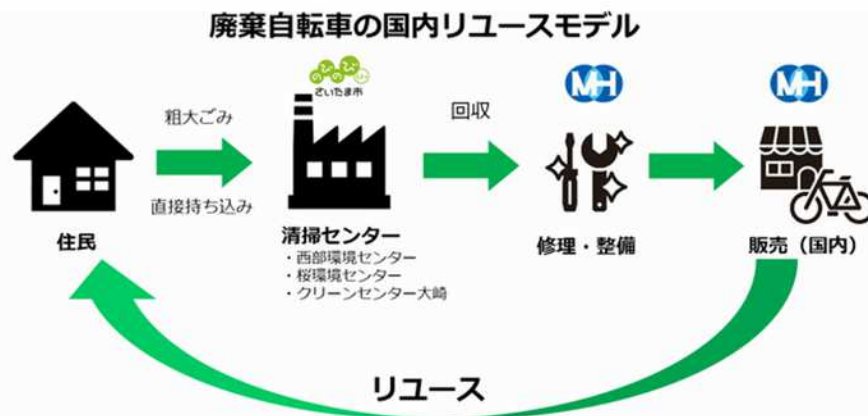
2 実証期間

令和5年10月から令和6年3月まで

※令和6年4月以降については本実証事業の結果を踏まえ検討します。

3 リユース対象について

さいたま市の清掃センターに粗大ごみ収集や直接搬入により持ち込まれる廃棄自転車を対象とします。



1 報告事項

(3) 市職員向け衣類回収

(3) 市職員向け衣類回収

環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進させるため、一般社団法人SSCAと「廃棄衣類の有効利用に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、市役所本庁舎で古着の回収を行います。

1 協定内容

廃棄衣類の有効利用に向けた連携と協力に関する協定

2 連携内容

- (1) 廃棄衣類の有効利用に関する取組の企画立案に関すること。
- (2) 廃棄衣類の有効利用に関する取組の広報啓発に関すること。
- (3) その他廃棄衣類の有効利用に向けた取組の促進に関して両者で合意した事項。

3 衣類回収事業概要

- (1) 開始日 令和5年10月6日（金曜日）
- (2) 回収場所 市役所本庁舎 資源循環政策課窓口
- (3) 回収品 貸与された作業着等及び不要となった衣類

※回収基準はさいたま市の家庭ごみの出し方に準じます。汚れのひどいもの、羽毛・羊毛・わた・ジェル等が入ったものは回収できません。

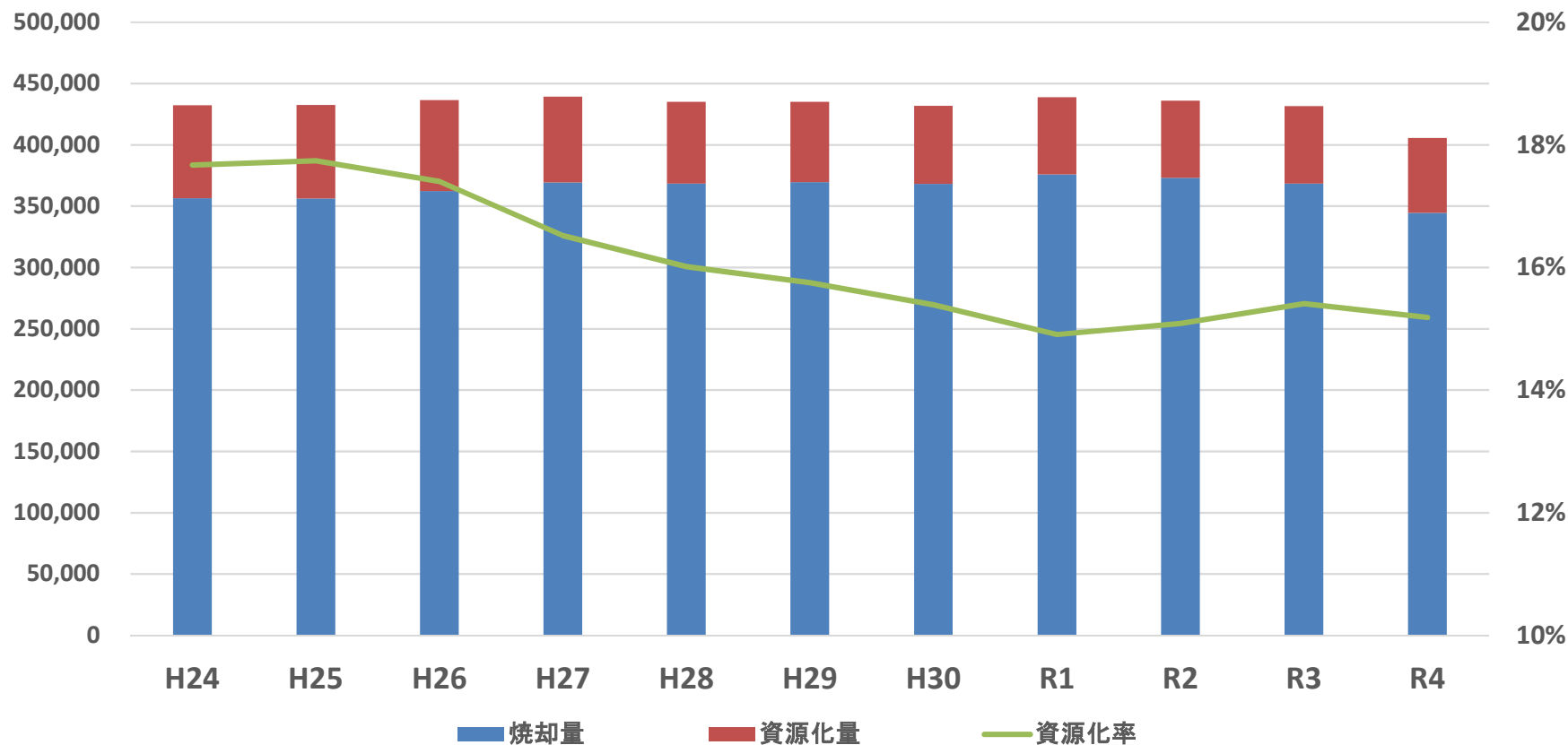


2 審議事項

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

焼却量・資源化量・資源化率



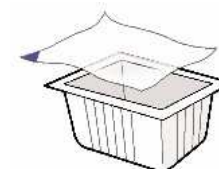
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
焼却量(t)	356,302	356,148	362,174	369,176	368,360	369,468	368,007	375,761	372,924	368,218	344,356
資源化量(t)	75,885	76,221	74,292	69,983	66,617	65,437	63,776	63,043	63,096	63,303	61,042
資源化率(%)	17.7%	17.7%	17.4%	16.5%	16.0%	15.8%	15.4%	14.9%	15.1%	15.4%	15.2%

出典：各年度ごみ処理実績

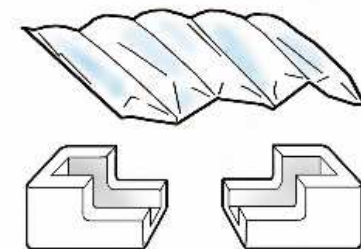
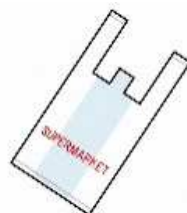
(1) プラスチック一部先行資源化回収について

プラスチック資源物の種類

○食品包装プラスチックの例 (本市分別回収品目)



○その他容器包装プラスチックの例



○製品プラスチック (50cm未満) の例



(1) プラスチック一部先行資源化回収について

R3家庭ごみ組成調査結果

もえるごみ中の重量比

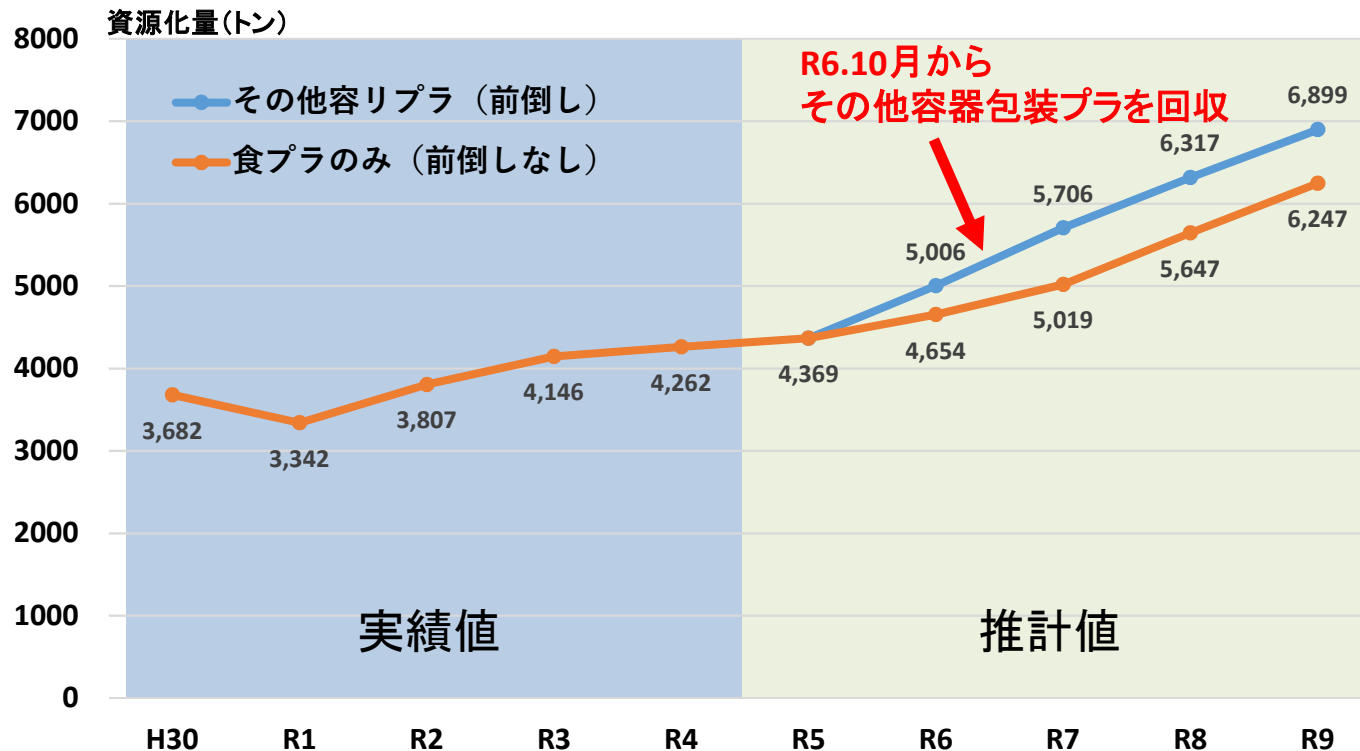
- ・食品包装プラスチック・・・5.85%
- ・容器包装プラスチック・・・1.76%
- ・製品プラスチック・・・1.60%

もえないごみ中の重量比

- ・食品包装プラスチック・・・0.02%
- ・容器包装プラスチック・・・1.75%
- ・製品プラスチック・・・3.11%

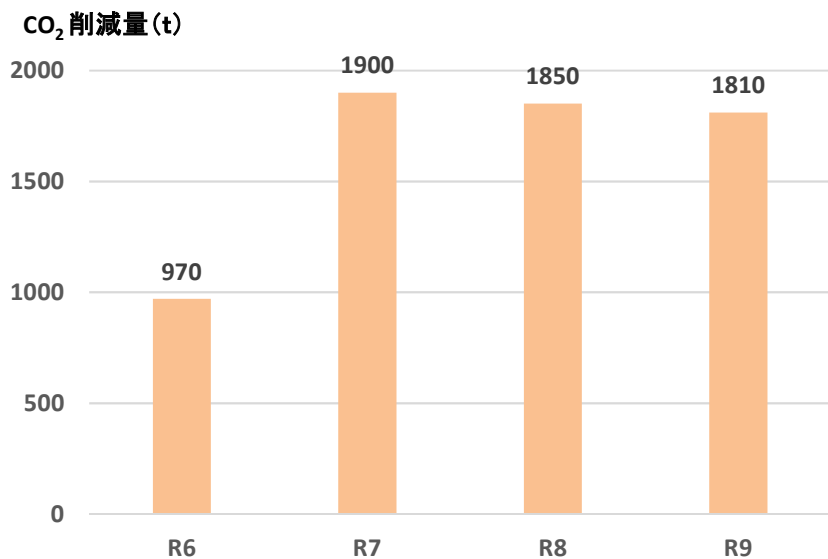
前倒し
施策

食品包装プラ資源化量の推移とその他容器包装プラ見込み量（前倒し）を加えた推定量



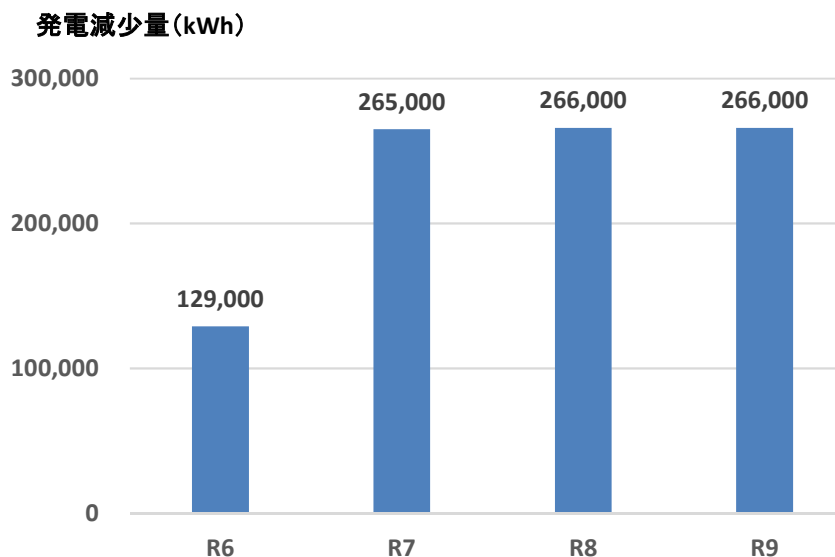
(1) プラスチック一部先行資源化回収について

メリット・・・その他容器包装プラを資源化することで焼却に伴うCO₂排出量が削減される。



R6.10月からその他容器包装プラを資源化回収した場合のCO₂削減量(推計)
※CO₂排出係数2.77 t-CO₂/t(環境省より抜粋)より算出

デメリット・・・生ごみなどの他に比べ、プラ焼却による発電量は高い。そのため、その他容器包装プラを前倒し回収することで、発電量が減少することが懸念される。



R6.10月からその他容器包装プラを資源化回収した場合の発電減少量(推計)
※過去5年(H30~R4)の発電量の平均(約1.25億kWh)より算出

今後の予定

- R6.4月・・・ごみの出し方マニュアルなどで市民への周知開始
- R6.10月・・・その他容器包装プラスチックを含めた回収(前倒し施策)実施
- R7年度・・・製品プラスチック回収に向けた周知開始
- R8年度・・・製品プラスチックを含めたプラスチック一括回収実施

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

近隣自治体と関東県内政令市のプラ類資源回収の状況



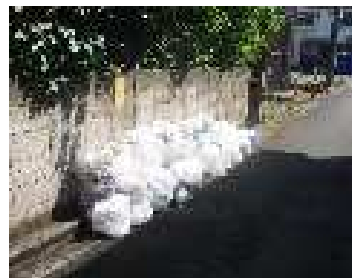
2 審議事項

(2) 資源物 1 類の排出袋について

(2) 資源物1類の排出袋について

現状

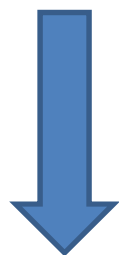
資源物1類（びん・かん・ペットボトル・食品包装プラスチック）は、種類ごとに「透明」又は「半透明袋」で出すこととしている。



プラスチックの回収対象の拡大

懸念事項

異物（リチウムイオンバッテリー、スプレー缶、注射針等）混入の増大が予想される。



火災の防止や作業員の安全性の確保など対策が必要…



対応策

その他容器包装プラスチックの回収（前倒し施策）と時期を合わせてR6.10月から「透明袋」に限定したい。



(2) 資源物1類の排出袋について

□資源物1類 透明排出袋の仕様等

○透明袋



透明袋



再生プラ袋

※新聞紙を中に入れ、袋から10cm離して**文字が読める**もの。

×透明袋以外



半透明袋



白色レジ袋



色付き半透明袋



半透明レジ袋

※新聞紙を中に入れ、袋から10cm離して**文字が読めない**もの。

□資源物1類 先行資源化回収&透明排出袋導入スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
プラスチック類 リサイクル拡大事業	その他容リプラ 先行回収検討	その他容リプラ 試験的回収開始	その他容リプラ本格回収開始
	資源物 回収袋検討	透明袋による 試験的回収開始	透明袋による本格回収開始
	市民への周知		
	ごみ袋販売店(小売店等) への周知		

2 審議事項

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

1 目的

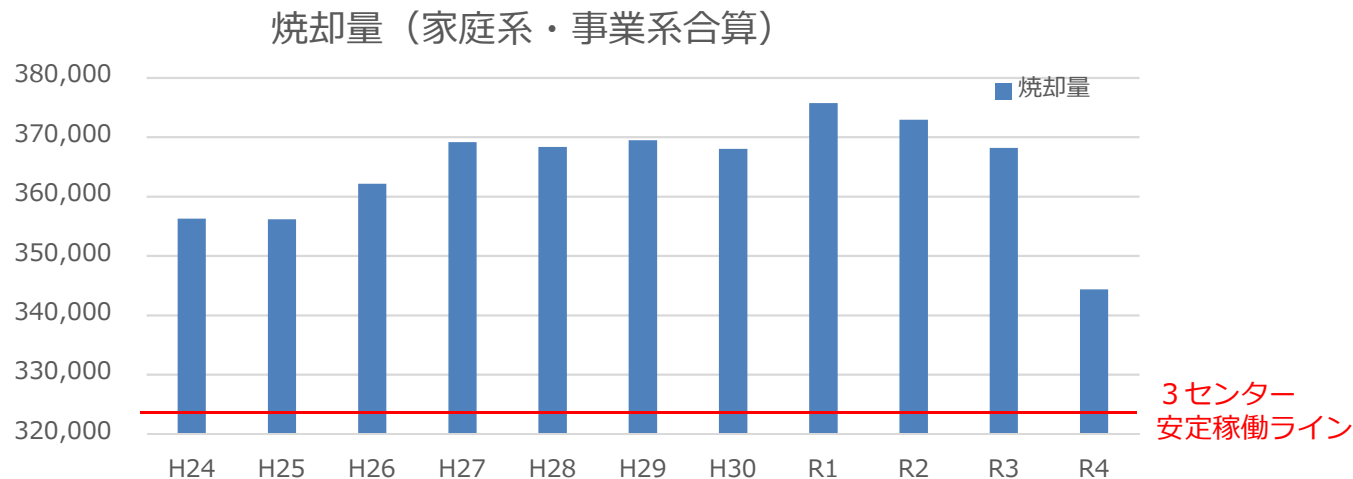
事業系一般廃棄物である木くずを民間のリサイクル施設へ誘導することにより、本市の清掃センターにおける焼却量を削減し、木くず類のリサイクルを推進する。

2 現状

- ・ 焼却量は、現状、3センター安定稼働ラインを超過している。
- ・ アフターコロナにより、事業系可燃ごみの量が増加する傾向である。
- ・ 清掃センターにおける事業系木くずの受入基準の見直しにより、事業系木くずについては、更に4,000tの減量効果を推計している。

3 変更内容

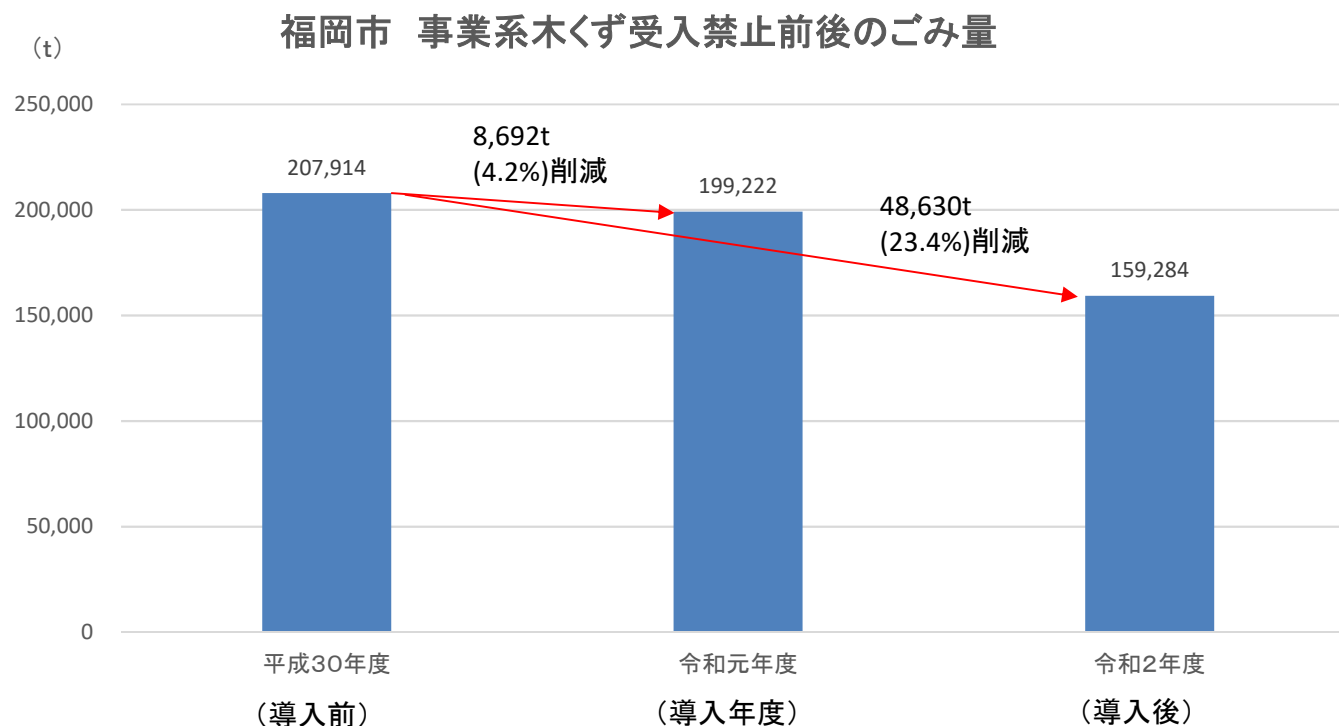
- ・ 令和6年4月から全清掃センターにおいて、事業系一般廃棄物である木くず類は原則受入れないこととし、市内民間リサイクル施設（3施設）へ誘導する。



(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

先行事例：福岡市

- ・福岡市内における民間処理施設の受入体制が整ったため、令和元年10月1日より市施設への事業系木くず等の持込を禁止
- ・市内の民間リサイクル施設（5者）に持ち込むよう案内
- ・5者の合計処理能力 93.01トン/日



- ・持ち込み禁止前後で事業系可燃ごみの処理量が23.4%削減

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

今後のスケジュール

令和5年度中

- ・ 排出事業者を対象とした説明会（R5.10.25）及び本市一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会（R5.11.15）で周知を行う。
- ・ 造園業協会等関係業界団体に対し、周知を行う。

令和6年度

- ・ 各清掃センターにおいて、事業系の木くずを民間へ誘導する。

実施に向けた対策

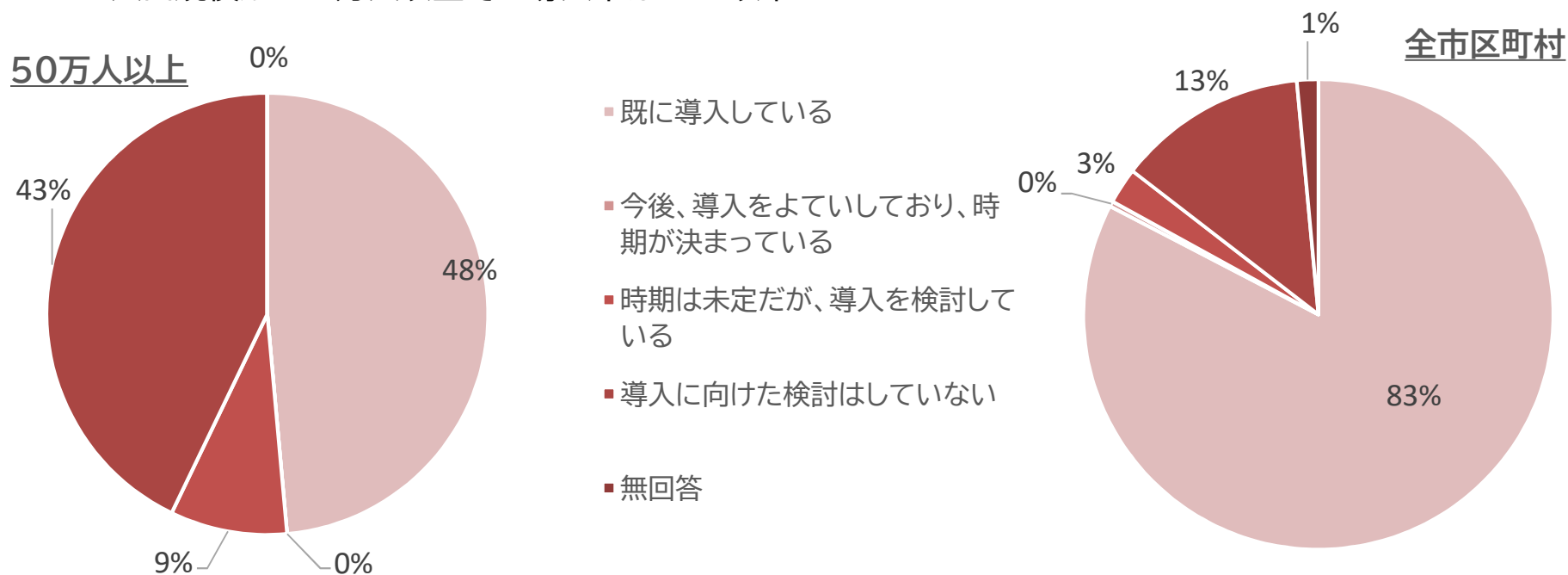
- ・ 民間リサイクル3施設とは綿密な情報共有を行い、万が一、事故などで停止した場合や処理能力を超過する場合は、清掃センターで受入れて対応する。
- ・ 木くずとその他可燃物を意図的に混合して清掃センターで処分されるおそれがあるため、展開検査での指導を強化する。

2 審議事項

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

全市区町村に対し、環境省が指定ごみ袋の導入状況を令和2年度に調査
 人口規模が少ない市区町村では導入率が高い
 人口規模が50万人以上での導入率は50%以下



	50万人以上	10万人以上	5万人以上	5万人未満	全自治体
既に導入している	17	168	207	1,011	1,403
今後、導入をよていしており、時期が決まっている	0	2	3	1	6
時期は未定だが、導入を検討している	3	11	7	21	42
導入に向けた検討はしていない	15	66	35	106	222
無回答	0	3	2	20	25

出典：令和2年度バイオマスプラスチック利活用検討業務報告書【環境省請負業務】
 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

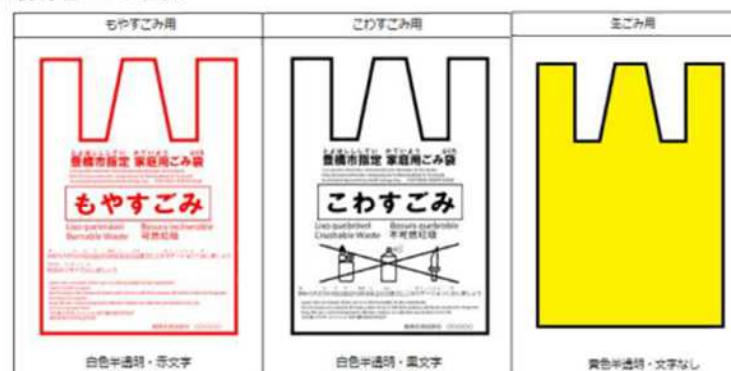
(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

市場価格の指定ごみ袋導入事例（豊橋市）

指定袋制度の導入背景

- 平成10年度から、家庭ごみの持ち出しに際しては「透明又は半透明の袋」の利用を依頼してきたが、紙袋やダンボール、中身が見えない袋を使った持ち出しや事業系ごみの持ち出しが見受けられていた。
- これらのマナー違反のごみや分別間違いのごみにより、ごみステーションの乱雑化やごみ収集車の火災の発生といった課題を抱えていた。
- こういった課題解決のため
 - ①ごみ分別とごみ出しマナーの徹底
 - ②ごみステーションの乱雑化の防止
 - ③事業系ごみや市外からのごみの混入防止
 - ④ごみ収集作業の迅速化と安全の確保
 - ⑤ごみ減量やリサイクルへの意識付けを目的に、平成28年度から指定ごみ袋を導入することとした。
- 指定ごみ袋の製造は承認制を採用し、市は販売価格に関与せず、市場価格での販売としている。

<指定ごみ袋>



(出所:豊橋市ホームページ)

- 指定ごみ袋は3種類
- びん・カン、プラマークごみ、ペットボトル、うめるごみ、危険ごみ、布類の持ち出しは、透明又は半透明の袋を使って持ち出す。
- 指定ごみ袋は、様々な販売店(スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等)で販売。
- 市は指定ごみ袋の販売価格を定めない。指定ごみ袋の販売価格は、市販のごみ袋と同様に販売店による市場価格で販売される。(袋の値段にごみ処理費用を上乗せする「ごみの有料化」ではない)

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

市場価格の指定ごみ袋導入事例（豊橋市）

【基礎情報】

- ① 常住人口 376,181人（平成31年4月1日）
- ② 常住世帯数 158,555世帯（平成31年4月1日）
- ③ 収集方法 ステーション収集
- ④ 手数料 無料（市場価格の指定袋制）
※指定袋は市場価格で販売しており、ごみ処理手数料は徴収していない
- ⑤ 平成28年度から指定ごみ袋を導入

（平成29年度の減少は、生ごみの分別収集を開始したことによるもの）

【過去9年間におけるごみ排出量の推移】

年度	ごみ排出量				人口
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	
平成25年度	73,867	5,104	12,179	5,996	380,216
平成26年度	72,854	4,900	11,742	5,901	378,898
平成27年度	72,303	5,272	11,371	5,994	378,383
平成28年度	65,460	4,703	11,078	5,781	377,999
平成29年度	47,789	5,194	23,975	5,372	377,431
平成30年度	46,903	5,736	24,899	5,330	377,237
令和元年度	46,631	5,615	24,686	5,648	377,274
令和2年度	47,426	6,035	24,583	6,457	375,617
令和3年度	46,590	5,539	23,303	6,096	373,252

※導入の翌年には9.5%削減

施策の評価

【指定ごみ袋導入における効果等】

① ごみ排出量の減少(効果)

- ・ 市民のごみに対する意識向上が図られ、**ごみ排出量が減少**した。（もやすごみ：△9.5%、こわすごみ：△10.0%）

② ごみの分別精度の向上(効果)

- ・ 市が実施している組成分析調査の結果、「もやすごみ」、「こわすごみ」のいずれも**不適正なごみの混入率が減少し、ごみの分別精度が向上**した。

③ ごみ有料化との混同(課題)

- ・ 一方で、様々な広報活動を実施していても、家庭ごみの有料化と混同されることがある。

④ 指定ごみ袋の規格について(課題)

- ・ また、サイズや材質といったごみ袋の規格に対する市民の声が多い。
 - 一部対応したが販売状況が芳しくなく、製造事業者から大量の在庫を抱えることとなったとの意見がある。

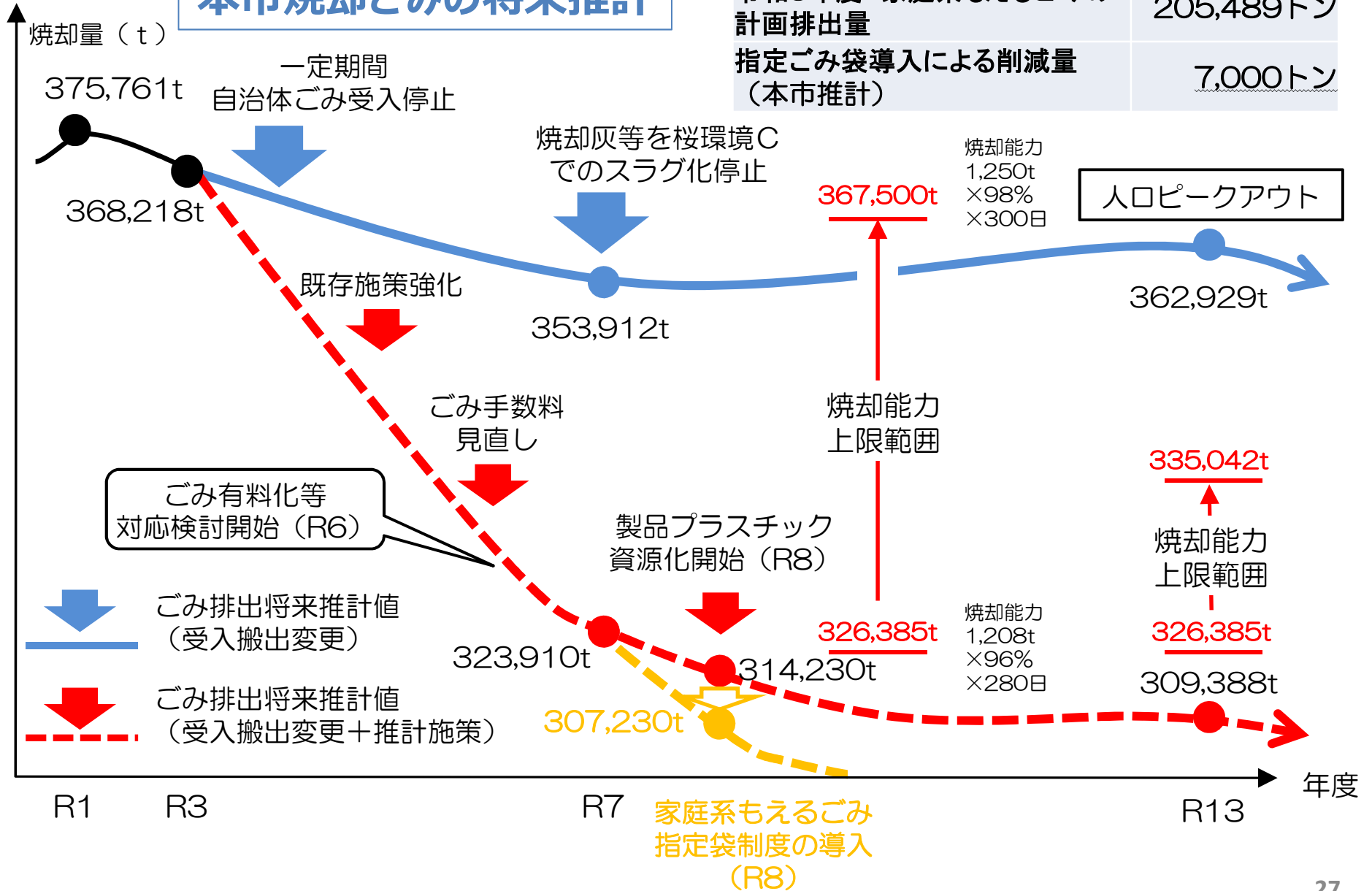
⑤ 外国人世帯への周知方法について(課題)

- ・ その他、本市は全国的に見ても外国人市民の割合が高いため、外国人世帯への効果的な周知方法を検討する必要がある。

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

本市焼却ごみの将来推計

令和8年度 家庭系もえるごみの 計画排出量	205,489トン
指定ごみ袋導入による削減量 (本市推計)	7,000トン



(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

指定ごみ袋制度導入までのイメージ

市民への周知・啓発

- ・自治会等各種団体を対象とした説明会の実施
- ・市報への定期的な掲載(年度内3回程度)
- ・ごみ分別アプリ等SNSを活用した広報
- ・新聞折り込みチラシの配布
- ・収集所への啓発看板の設置
- ・イベント等でのチラシ配布
- ・区役所催事情報システムでの広告
- ・テレビ、ラジオCM等での広告

ごみ袋の仕様・調達・販売方法

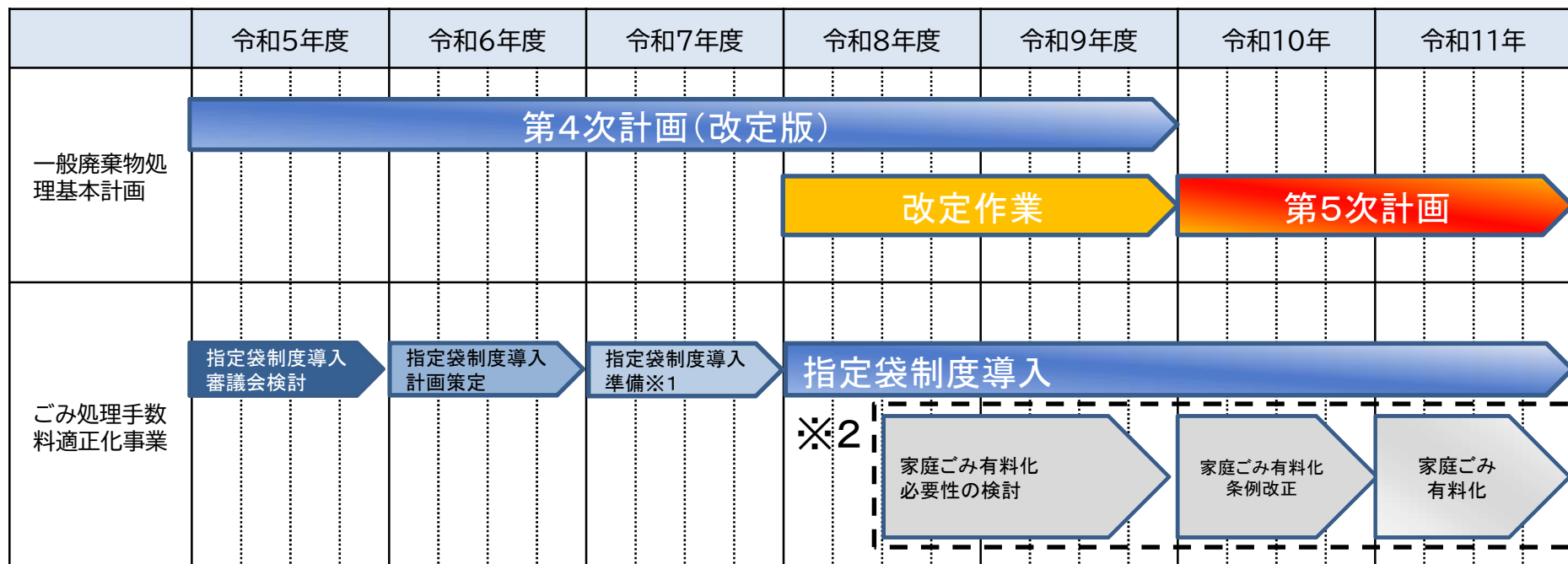
- 適用ごみ種
もえるごみ、もえないごみ
- 色味
半透明乳白色(もえるごみ)
透明(もえないごみ)
- 製造方法
市から仕様を提示し、適合品を承認
- 価格
販売店による市場価格での販売
(手数料の上乗せなし)
- 販売店
スーパー、コンビニ、ドラッグストア等
一般小売店舗

<袋のイメージ>



(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

指定ごみ袋導入スケジュール (案)



※1 指定袋制度導入準備:市民への周知・啓発、ごみ袋の調達等を含む。

※2 目標どおりにごみ減量ができただけの場合は、この限りではない。

2 審議事項

(5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止
について [環境施設管理課]

(5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

〔環境施設管理課〕

事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

R5.11.7

環境施設管理課

1. 現状

- 飲料用びん・かんについてのみ、事業系資源物として東部環境センターで受入れを行っている
- 処理手数料については、下記規則により減額している(100円/10kg+税)
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第18条(3)
「資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入したもの」
- 搬入実績

	すべて許可業者による搬入 (単位:トン)				
	R4	R3	R2	R1	H30
びん	374.55	328.17	331.12	500.54	570.98
かん	13.39	16.25	18.09	18.57	11.42

2. 課題

- 飲料用びん・かんであっても事業ごみの場合、産業廃棄物(ガラスくず及び金属くず)として適切に処理するのが原則だが、一般廃棄物として受け入れを行っていることの是非
- これまでは、飲料用びん・かんの分別を推進するため、事業系資源物として市の施設で受け入れを行ってきたが、現在では、分別が浸透してきており、規則により減額する意味合いが薄れている

3. 今後の方針

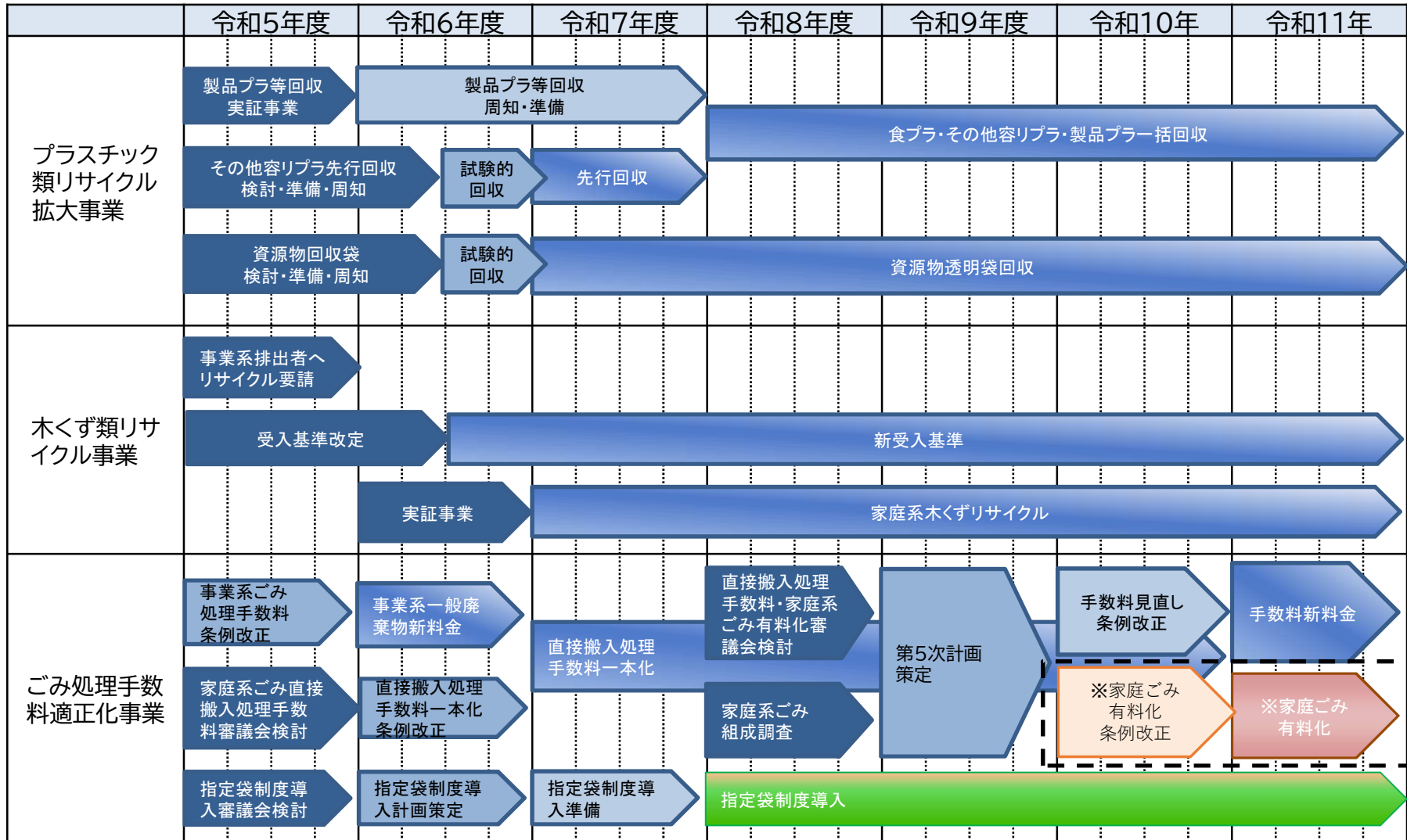
- 飲料用びん・かんは、事業系一般廃棄物として、市の施設での受入れは行わず、産業廃棄物として適切に処理するよう促す
- 令和6年度下半期から実施
- 今後のスケジュール
 - ① R5.11.7 一般廃棄物処理基本計画等局内検討委員会
 - ② R5.11.14 廃棄物減量等推進審議会
 - ③ R6.2 市議会2月定例会 市民生活委員会 報告
 - ④ R6.4～ 事業者への周知、説明
 - ⑤ R6.10～ 市施設受入れ停止

3 その他

(1) 今後の予定

(1) 今後の予定

今後の減量施策スケジュール(まとめ)について



※目標どおりごみ減量ができなかった場合は、この限りではない。

令和5年度第3回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

日時 | 令和5年11月14日(火)

10:00~11:30

会場 | 本庁舎別館2階 第6委員会室

令和5年度第3回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1. 日時

令和5年11月14日(火) 10時00分開会 ～ 11時30分閉会

2. 場所

本庁舎別館2階 第6委員会室

3. 出席者 (敬称略)

■ 出席委員

鬼沢 良子 磐田 朋子 川本 健 永田 信雄 清川 静香 内田 宜宏
大前 万寿美 村井 辰太郎 赤松 真一

■ 欠席委員

小林 敦 吉田 正信 田口 ゆり子 山崎 蓉子 小池 佑弥 野代 幸一

■ 事務局

[環境局]

環境局長

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課長 廃棄物対策課長 外3名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課長

4. 次第

■ 開会

■ 議事

報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）
- (2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事業
- (3) 市職員向け衣類回収

審議事項

- (1) プラスチック一部先行資源化回収について
- (2) 資源物1類の排出袋について
- (3) 事業系木くずのリサイクル推進について
- (4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について
- (5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

その他

- (1) 今後の予定

5. 議事録

■ 開会

人事異動による委員の交代があり、村井委員が新たに委嘱された。

■ 答申書（案）審議

（議事に先立ち、令和5年度第1回審議会で諮問した、「さいたま市家庭系ごみの直接搬入のあり方について」に対する答申書（案）の審議が行われた。意見なしであったため、案文通りの答申書を審議会の最後に市に提出することとなった。）

■ 議事 報告事項

鬼沢会長：本日は報告事項3件、審議事項5件となっております。まずは報告事項について、一括して事務局からご報告をお願いします。

（事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、報告事項に関する説明が行われた。）

発言内容

鬼沢会長：この自転車の実証事業は今後本格的に進めるとなった場合も500円で買い取っていただけるのですか。

事務局：本格的にやるとなりますと1者随意契約はなかなか難しいので、入札等を経て、500円前後になるかなと思います。

清川委員：自転車の回収が10月で1,168台回収があって、44台が販売されているところで、全てがリユース販売できるとは思わないのですけれども、どのくらいの割合でリユースされているのか。

事務局：販売台数については伺っておりません。ただ、国内に販売店が6店舗あり、今後はオンラインでも販売していくとのことですので。年間で何台売れるかについても伺っておりません。

清川委員：リユースされないものに関しては金属くずになるのですか。

事務局：整備したものに関しては国内販売するというので、リユースされないものも在庫として持っているのが多いと思います。

■ 議事 審議事項

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「プラスチック一部先行資源化回収について」に関する説明が行われた。)

鬼 沢 会 長：先行して計画よりも早めて一部始めるということですが、いかがでしょうか。その他の容器包装プラスチックを回収していこうということなんですけれども。

大 前 委 員：資料の14ページでデメリットが書かれていて、私自身は他市でプラスチックは全部燃やせるところに居住しています。回収のルートを引くごとに全部予算がかかるということと、やはり焼却炉のエネルギー不足になることが懸念されて、燃やされています。さいたまエコ・リサイクル連絡会では、プラスチック系のごみを減らすと同時に、生ごみの水分をセットで減らすことでごみを減らしていきましょうという提言させていただいておりますので、この回収を進められることは、発電量のこともあるのでそのバランスがあると思うのですが、同時に生ごみの水分、もしくは生ごみ全部を何らかのエネルギー化やたい肥化するような努力と一緒に市民に伝えていくというようなことをされるととても有効だと思いますので、よろしくお願いします。

事 務 局：生ごみの水切りは本当に大事だと思っておりますので、今後も併せて周知を行っていきたい。また、生ごみ処理機の補助も行っておりますのでこちらの周知も行っていきたいと思っております。

村 井 委 員：デメリットの所ですが、確かに理論上はカロリーが減るというのはおっしゃる通りなのですが、他の自治体の焼却施設の方のお話を聞くと、モデル事業を実施して回収を始めたけれど、そこまで影響は出ていないというような意見も聞いておまして、当然それは施設だとかそういうところによりますので、実際この推計がどうなったかというのは今後経緯を見ていただいたうえで、比較いただければと思います。

鬼 沢 会 長：やはりプラスチックを燃やすとCO₂が発生するので、ゼロカーボンシティを謳っているさいたま市としては、なるべくプラスチックを資源化していきたいというのがありますので、大きく変わるところでの市民への周知がすごく大切だと思いますので、そのあたりを一緒に周知していただけたらと思います。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「資源物1類の排出袋について」に関する説明が行われた。)

鬼 沢 会 長：透明袋の捉え方がもしかしたら市民によっていろいろあるかもしれないの

で。でも中身が見えるものということですよ。危険を回避するという意味で。

清川委員：令和6年10月から透明袋にするということで、それ以降はもし透明袋でなかったら回収されないとかそういった対応はされるのですか。

事務局：令和6年度から先行して実施しますが、計画に無かったことですので、令和6年度いっぱい是一年間周知を強化していきたいと思っております。10月から試行的にやっていくということで、現状ですとごみの分別が不徹底だったり、袋が違ったりした場合は、収集作業員が赤紙を貼って、その袋は収集しないことになっているのですが、令和6年度いっぱい透明でも半透明でも持っていく。本格的な実施は令和7年度からで、半透明で出された場合は赤紙を貼って収集所にそのまま置かせていただければと思います。

事務局：リチウムイオンバッテリーの火災というのが、皆様実感としてなかなか無いかと思うのですけれども、廃棄物を処理している市町村の中では非常に大きな課題として取り上げられていまして、パッカー車が燃えている写真がございまして、このように至らない形でも日々このリチウムイオンバッテリーの混入による発火事故が多発しておりまして、全国の自治体から環境省や経済産業省に製品製造等のところからリチウムイオンバッテリーの扱いについて要望させていただいたりしているところなのですけれども、なかなか進まない点もありまして、このような透明袋というもので少しでも事故を防ぎたいということで、前倒しと新たな戦略として挙げさせていただいたところがございますので、まだ全国的には手をこまねいているような段階だと思うのですけれども、本市の方でこのような定義づけをさせていただいて、まずはやってみようというところで実施したいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

事務局：リチウムイオンバッテリーの発火件数については、施設によって若干変動があるので、具体的な数字は持っていないのですが、今年の4月に桜環境センターの破碎施設でも爆破を伴った発火があり、施設での処理が一時滞ったりとか、そういった状態もございます。他センターにおいてでも処理の過程で発火したものが、通常残渣という形でもえるごみの方に入っていくってですね、火が付いた状態で焼却炉の中に入れてしまう事象が結構ございますので、こういった施策は有効なので、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

鬼沢会長：環境省の調べでは年間に5千件以上の発火・発煙トラブルがあるとしていて、すごい数ですよ。一旦発火してしまうと、そのあとの修復がものすごくお金が掛かったり、ごみの搬入ができなかったり大変なことになるのでこれは本当に急がなければいけない問題なのですけれども。消費者の側からするとそんなに大きな問題になると思ってなくて出しているというのが現実ではないかなと思うので、すごく大変な問題なので、早急に色々な対策をしていかなければ

ばならないということで、令和 6 年度の 10 月から透明袋で中身が見える段階でなるべく取り除くということをさいたま市はやっていくということです。

川本委員：携帯の充電のバッテリーはここ 1 年各航空会社もかなり厳しくなっていて、前まではスルーしていたものも確実に止められますね。容器包装プラスチックみたいなスーパーなどでの回収はうまく進んで定着しているかなと思うのですが、家電量販店もさいたま市内にかなり多くございますので、そういったところにスマホだけではなくて、リチウムイオンバッテリー回収ボックスみたいなものがあると、市民の皆様も気楽に、あそこに持っていけばいいやという方向に繋がっていくのかなと感じました。

鬼沢会長：JBRC が缶を一応設置しているのですが、消費者が見えるところに置いていない。なんでも入ってしまうと困るので。

川本委員：そのあたりをうまく連携というか協力していただいてもいいのではないかと思います。

（事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「事業系木くずのリサイクル推進について」に関する説明が行われた。）

鬼沢会長：すでにこの 3 事業者と話し合いは進んでいるのですか。

事務局：今年の初めあたりから処理量と受け入れ可能かどうかというのを何回か話をさせていただいて、今まで刈草類は市内 1 施設でしか受入ができませんでした。今年 8 月末にもう 1 者受入れてくれるようになりましたので、こちらの事業も令和 6 年度から進めたいという考えになりました。

（事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「家庭系ごみの指定袋制度の導入について」に関する説明が行われた。）

鬼沢会長：これまでの審議会では課題になっていなくて、今回初めてなのですが、家庭系ごみ袋の指定制度を導入したいというご提案ですけれども、ただいまご説明いただいた内容に何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。細かいことは今後詰めていくということで、スケジュールの所を見ていただきますと、令和 6 年度・7 年度でかなり詰めていかなければいけない状況になっていますが、指定袋にしたいというご提案についてはいかがでしょうか。

川本委員：50 万人以上の自治体では指定袋を導入している所が少ないのはどういった理由なのでしょう。

事務局：大規模な所は焼却設備が整っていたりしますが、小さい自治体ですと焼却炉自体の燃やす能力が少ないというところは聞いておりました。昨年鹿児島県の志布志市を視察した時は 28 種類の分別をしておりましたが、なぜかという

と、焼却炉自体がない。燃やすこと自体ができないということで、全部を細かく分別したということです。

川本委員：たいてい30万人くらいの自治体でしたら焼却施設を持っているんですけどね。

鬼沢会長：政令指定都市で指定袋にしているのって少ないですよ。近隣では千葉市ぐらいで。

川本委員：全国のほとんどの自治体が、ごみ袋を分けているので、皆さんもそろそろ慣れているのではないのでしょうか。さいたま市は地方からの流入が多いので。さいたま市が分けていないのにはびっくりしたんですけれどね。

事務局：参考といたしまして、人口50万人以上の都市の導入率が少なく、全国的には導入率が83パーセントあるのですが、政令市で指定袋を導入しているのが13市、関東では千葉市です。このうち9自治体が有料化で、4自治体がいま申し上げたような指定袋を導入している。西の方が有料化をしている所が多い。5万人未満の自治体の導入率が高い。全国に約1,700自治体あるのですが、原因で考えられるのは、例えば人口の少ないところは3市1町で工場を持っているとかそういったケースが多く、収集するところから運ぶのがとても遠いということもあるので、分別を徹底しなければいけない。最終処分の問題もあるということで、指定袋かつ有料化が多いと思われます。

鬼沢会長：指定袋を導入してごみが減らなかったら次は有料化というのを考えているということなんですが、指定袋にすると、そこに入る量をなるべく少なくして、週2回出していたのを週1回にしようという意識は働きますよね。徹底的に分別するとか。そういったことも考えてごみの減量で指定袋を今後検討していきたいということですが、よろしいでしょうか。どちらかというといくらくらいですよ。もっと全国でも進めていくべきではないかなと思います。

磐田委員：指定袋を検討される際には、袋に書いてある内容って唯一のごみを排出する側にとって最後の分別のチャンスなので、プラスチックごみはこっちにやってリサイクルに回してほしいとか、あとは乾電池は入れないでほしいとか、有効なメッセージを併せて表示する形で、意識付けをする手段として利用されると結構かなと思いました。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「事業系びん・かんの市施設受入れ停止について」に関する説明が行われた。)

赤松委員：飲料用びん・かんはどこから排出されるものを想定しているのでしょうか。

事務局：こちらのびん・かんはいわゆる事務所から出てくるもので、家庭系は一切含まれていないということです。

赤松委員：例えばスーパーで拠点回収していると思うのですが、そういうものはど

っちに入るでしょうか。

事務局：事業者のびんですと 374.55 トン。この中に大口の酒屋とかそういう所からの搬入もありまして、明らかに従業員が飲んだものからは大きく外れていて、本来なら産業廃棄物として処理するものも相当数入っている。ただ、それを区分することができないので、一律事業系の飲料用のびん・かんについては産業廃棄物として適正に処理してくださいという周知をするという考えでございます。

清川委員：これまではびん・かん以外についてはペットボトルはすでに産業廃棄物として出してくださいというようにやるようにしているということですか。

事務局：ペットボトルについては事業系の資源物としての受入はしていません。

清川委員：さいたま市内にある事業所の皆さんはすべて産業廃棄物として排出していたということですか。

事務局：事業系としては出されていない。事業者が出すペットボトルについては、きちんと分別されたものについては、市内で買い取りをする民間事業者がいくつか存在していますので、排出事業者のほうで市の清掃センターに持っていく可燃ごみとは別に分別して運搬業者等に引き渡しているケースはかなりあるかと思えます。そういった場合については運搬する許可業者はペットボトルを市の清掃センターでは下ろさずに、別に民間の引き取りをしていただいている業者のほうに車を回して引き取ってもらうというような流れが最近は多くなっているというふうに認識しております。

鬼沢会長：本来有料で買い取っていただけるんだったらみんなそういうふうにするのでしょけれど、有料ではなくてお金を払って持って行って行かなければならないとなると途端に市の施設に持ってきたりとかが増えるので、そこは一切受入れないで処理をしてくださいということに今後していくということですよ。

清川委員：産廃の契約となるとちょっと大変かなと思いました。

鬼沢会長：そのあたりが一番のクリアしなければいけないところかなと思うので、変更に伴って 10 月までの間、担当の方が色々事業者とのやり取りが増えるかと思えますが、結果的に市の施設を利用しないで、家庭系のものだけを市の施設で処理をしていくということだと思います。

■ その他 今後の予定

(事務局から、資料「さいたま市の廃棄物の現状と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「今後の予定」に関する説明が行われた。)

(答申書の受領を鬼沢会長から環境局長に対し行った。)

閉会